

消費税率（国・地方）の引上げに伴う水道料金等への転嫁について

1 概要

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上がることに伴い、水道料金等に転嫁する税率を改める。

2 改正内容

次のとおり税率を5%から8%に改める。

区 分	水道料金	給水申込納付金
税 率	5%→8%	

<一般家庭への影響額>

区 分	水道料金 〔メーターの口径20mmで20m ³ /月を使用した場合〕	給水申込納付金 〔20mmの水道メーターを新設した場合〕
税抜額	2,960円	270,000円
税 込 額	改正前(5%)a	283,500円
	改正後(8%)b	291,600円
※ 影響額(b-a)	90円	8,100円

※10円未満切捨て

3 施行期日

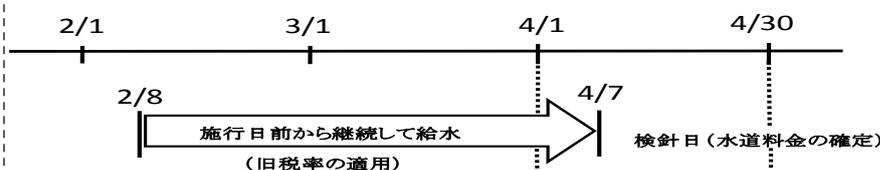
平成26年4月1日

4 経過措置

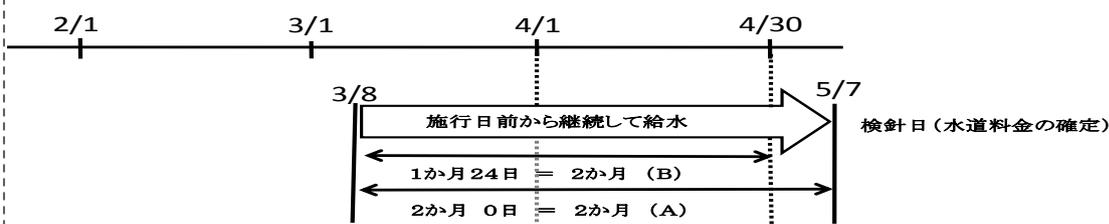
税率引き上げに伴う経過措置として、旧税率の適用については、次のとおりとする。

例

① 前回検針日2月7日、今回検針日4月7日の場合



② 前回検針日3月7日、今回検針日5月7日、税抜水道料金3,000円の場合



$$\left[\begin{array}{l} \text{旧税率の適用部分} = \text{施行日以後の初回の水道料金} \times \frac{\text{前回検針日から4月30日までの月数 (B)}}{\text{前回検針日から今回検針日までの月数 (A)}} \\ \text{※ 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。} \end{array} \right]$$

$$\boxed{3,000\text{円}} = 3,000\text{円} \times \frac{2\text{か月 (B)}}{2\text{か月 (A)}}$$

5 今後のスケジュール

- (1) ホームページに掲載（12月下旬）
- (2) 市政だより掲載（2月上旬）
- (3) 検針票に改正内容を記載したものを利用者へ配布（2月～3月）

<参考>

使用水量別の水道料金の影響額／月

【口径13mmの場合】

単位:円

使用水量/月	5m ³	10m ³	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³	35m ³	40m ³	45m ³	50m ³
税抜額	665	950	1,700	2,450	3,670	4,890	6,110	7,330	8,960	10,590
税込額※	改正前(5%)a	690	990	1,780	2,570	3,850	5,130	6,410	7,690	9,400
	改正後(8%)b	710	1,020	1,830	2,640	3,960	5,280	6,590	7,910	9,670
	影響額(b-a)	20	30	50	70	110	150	180	220	270

※10円未満切捨

【口径20mmの場合】

単位:円

使用水量/月	5m ³	10m ³	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³	35m ³	40m ³	45m ³	50m ³
税抜額	1,175	1,460	2,210	2,960	4,180	5,400	6,620	7,840	9,470	11,100
税込額※	改正前(5%)a	1,230	1,530	2,320	3,100	4,380	5,670	6,950	8,230	9,940
	改正後(8%)b	1,260	1,570	2,380	3,190	4,510	5,830	7,140	8,460	10,220
	影響額(b-a)	30	40	60	90	130	160	190	230	280

※10円未満切捨

【口径25mmの場合】

単位:円

使用水量/月	5m ³	10m ³	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³	35m ³	40m ³	45m ³	50m ³
税抜額	1,875	2,160	2,910	3,660	4,880	6,100	7,320	8,540	10,170	11,800
税込額※	改正前(5%)a	1,960	2,260	3,050	3,840	5,120	6,400	7,680	8,960	10,670
	改正後(8%)b	2,020	2,330	3,140	3,950	5,270	6,580	7,900	9,220	10,980
	影響額(b-a)	60	70	90	110	150	180	220	260	310

※10円未満切捨